「災害に強いとちぎづくり条例」の構成

H26.4.1 消防防災課

前文:条例制定の趣旨

- ○災害の被害を最小化し、また迅速な回復を図るためには、行政の対策に加え、個人そして 地域の住民、学校、企業等の取り組みが大変重要となります。
- ○すべての人々が安心して安全に暮らすことのできる社会の構築を目指し、災害に強いとちぎ づくりに一体となって取り組むことを決意し、この条例を制定します。

(総論)

第1章 総 則

- ○条例制定の目的
 - ・防災対策に関する基本理念を定め、県民等の責務を明らかにします。(総論)
 - ・県民等及び県の基本的な施策を定めます。(各論)
- ○用語の定義
- ○基本理念
 - ①自助、互助・共助、公助を基本とします。
 - ②県民、自主防災組織、事業者及び県が、それぞれの役割を果たすとともに、相互に 連携を図りながら協力して着実に実施することとします。

協力

支援

- ○県民の責務
 - ・自らの防災対策の実施 等
- ○自主防災組織の責務
 - ・地域における防災対策の実施等
- ○事業者の責務
 - ・従業員等の安全確保、事業の継続
 - ・地域への協力等

○県の責務

- ・防災対策の総合的な推進
- ・災害時における事業継続
- ・県民等及び市町村への支援
- ○県と市町村との連携協力

○防災対策を行う上で配慮すべき事項

- ①気象、地理、社会、文化など地域の特性に応じた対策
- ②男女共同参画の視点
- ③避難行動要支援者の実情を踏まえた対策
- ④ボランティアとの連携

第2章 県民等による防災対策の推進

- ①防災知識の習得等
 - ・ 避難所や避難経路の周知
 - ・防災に関する教育の実施 等
- ②防災訓練への参加等
- ③物資の備蓄等
- ④建築物等の倒壊防止等
- ⑤円滑な避難
 - ・住民、従業員等、児童生徒等 の安全確保
 - ・避難行動要支援者の円滑な避難
- ⑥災害情報の提供
- ⑦災害教訓の伝承
- ⑧自主防災組織、消防団への参加等
 - ・県民等による活動参加
 - ・事業者の協力(加入促進等)

第3章 県による防災対策の推進

- ①防災に配慮したまちづくり
 - 道路、河川等の整備、耐震化等
- ②防災意識の高揚
 - 広報活動等
- ③防災学習の振興等
 - 学校教育、社会教育
 - ・人材の育成等
- ④防災訓練の実施
- ⑤災害情報の周知
 - ・報道機関との連携
- ⑥自主防災組織、消防団への支援等
- ⑦事業者等との協定
- ⑧ボランティア活動の環境整備
- ⑨とちぎ防災の日の制定

【本県条例の主な特徴】

①県民が親しみやすく共感できる内容となるよう工夫した。特に、各論では、災害に備え各主体がどのような取組を進め、どう連携していくのか、わかりやすく整理した。

連携

- ②災害に強いとちぎづくりを目指し、前文に、防災・減災の考え方を取り入れた。
- ③地域特性、男女共同参画の視点・避難行動要支援者、ボランティアとの連携について、特に 配慮すべき事項として条項を設けた。
- ④事業者及び県の責務として、災害時業務継続計画(BCP)の作成等を明文化した。
- ⑤事業者のうち、特に、学校に求められる児童・生徒等の身の安全を守るための対策について、 条例の中で明文化した。
- ⑥消防団等への加入促進を図るため、事業者の協力について明文化した。
- (7)報道機関と連携した災害情報の提供について明文化した。
- ◇平成26年4月1日 施行